

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 7 月 28 日

月 曜 日

第 3793 号

目 次

告 示

- 保安林の指定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲示 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定 2

内水面漁場管理委員会指示

- コイの放流の制限及び遺棄の禁止

公 告

- 落札者の公示 3
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 4
- 土地改良区の役員の就任 5
- 公共測量の実施

正 誤

- 平成26年 5 月 30 日号外富山県公安委員会規則第 3 号 6
- 平成26年 5 月 30 日号外富山県公安委員会規程第 1 号 8

告 示

富山県告示第349号

保安林の指定に係る森林法第 189 条の規定による告示及び掲示について

保安林に指定した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条第 3 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189 条の規定により当該通知を砺波市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成26年 7 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 保安林の所在場所
富山県砺波市庄川町湯谷字小原 502 の 2
- 2 所在が不分明である通知の相手方

島田定次郎

3 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から平成26年 6 月25日農林水産省告示第 843号により保安林に指定した旨の通知があったので、平成26年 4 月18日富山県告示第 227号で告示したとおり保安林の指定をする。

4 森林法第 189条による掲示

平成26年 7 月10日から砺波市役所に掲示した。

富山県告示第350号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成26年 7 月28日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|-------------------|---------------|------------|-------------|----------------|------------|----------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | 平成26年 8 月 1 日 | 1650100199 | 株式会社ウイドフィール | 富山市呉羽町7331番地 5 | キッズルーム ライチ | 富山市呉羽町7331番地 5 |

~~~~~  
**指 示**  
 ~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第 5 号

コイの放流の制限及び遺棄の禁止について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成26年 7 月28日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

1 指示の内容

(1) 放流の制限

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りではない。

ア 県内外の公共用水面等で採捕されたコイ

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイと水を介しての接触があったコイ

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

(2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成26年8月16日から平成27年8月15日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

落札者の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県警察犯罪情報照会管理システムオープン化業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部情報管理課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社富山支店 富山県富山市牛島新町5番5号
- 5 落札金額
35,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年5月14日

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月28日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文福
- 3 代表者の氏名
八木 勝自
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市五福3734-3番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は障害者・児及び高齢者が、地域社会で自立した生活を営み、社会参加を確保していくために必要な事業を行い、誰もが安心して暮らせる文化・福祉・人権・教育の推進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の役員の就任

井田川沿岸土地改良区の役員に次の者が平成26年7月11日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年7月28日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

監 事 横 江 賢 治 富山市婦中町余川 206番地

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年7月28日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成26年6月19日から平成27年2月10日まで

3 作業地域

富山市 地内

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成26年 5月30日号外富山県公安委員会規則第3号「富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則」中

頁 1

行 下から4行目から5行目

誤 第29条中「運転免許特別（受験）申請書」の次に「（様式第20号）」を、「運転免許受験手数料貼付書」の次に「（様式第20号の1）」を加える。

正 第29条中「運転免許特別（受験）申請書」の次に「（様式第20号）」を加え、「運転免許受験手数料貼付書（様式第20号）」を「運転免許受験手数料貼付書（様式第20号の1）」に改める。

頁 2

行 下から8行目

誤 第44条の3第1項を次のように改める。

正 第44条の2中「（様式第26号の10）」を「（様式第26号の17）」に改める。
 第44条の3第1項を次のように改める。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|------|-------------|-------------|
| 2 | 下から4 | （様式第26号の12） | （様式第26号の18） |

頁 3

行 上から3行目

誤 様式第20号を様式第20号の1とし、様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

正 第44条の4第3項中「（様式第26号の13）」を「（様式第26号の19）」に改める。
 第48条第3項中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改める。

第48条第4項中「取消処分者講習終了証書」を「取消処分者講習終了証明書」に改める。

様式第20号を様式第20号の1とし、様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

頁 24

行 上から 1 行目から 2 行目

誤 様式第26号の10を様式第26の17とし、様式第26号の12を様式第26号の18とし、様式第26号の13を様式第26号の19とし、様式第26号の 9 の次に次の 7 様式を加える。

正 様式第26号の10を様式第26号の17とし、様式第26号の 9 の次に次の様式を加える。

頁 26

行 上から 1 行目

誤 **様式第26号の11** (第44条関係)

正 様式第26号の11を次のように改める。

様式第26号の11 (第44条関係)

頁 27

行 上から 1 行目

誤 **様式第26号の12** (第44条関係)

正 様式第26号の12を様式第26号の18とし、様式第26号の11の次に次の様式を加える。

様式第26号の12 (第44条関係)

頁 28

行 上から 1 行目

誤 **様式第26号の13** (第44条関係)

正 様式第26号の13を次のように改める。

様式第26号の13 (第44条関係)

頁 29

行 上から 1 行目

誤 **様式第26号の14** (第44条関係)

正 様式第26号の13の次に次の 3 様式を加える。

様式第26号の14 (第44条関係)

頁 33

行 上から 1 行目

誤 様式第26号の19 (第44条の4 関係)

正 様式第26号の18の次に次の様式を加える。

様式第26号の19 (第44条の4 関係)

頁 43

誤

| 整理 番号 | 氏 名 生年月日 | 住 所 | 性 別 | 講習の 種 類 | 免証番号 | 講 習 指導員名 | 効果 測定 結果 | 終了 証書 番号 |
|----------|-------------|-----|--------|------------|------|-------------|----------------|----------------|
|----------|-------------|-----|--------|------------|------|-------------|----------------|----------------|

正

| 整理 番号 | 氏 名 生年月日 | 住 所 | 性 別 | 講習の 種 類 | 免許証番号 | 講 習 指導員名 | 効果 測定 結果 | 終了 証書 番号 |
|----------|-------------|-----|--------|------------|-------|-------------|----------------|----------------|
|----------|-------------|-----|--------|------------|-------|-------------|----------------|----------------|

平成26年 5 月 30 日号外富山県公安委員会規程第 1 号「富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程」中

頁 45

行 上から 3 行目

誤 に、「第15条」を「第16号」に、「第16条」を「第17条」に改める。

正 に、「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に改める。

頁 45

行 上から14行目から19行目

誤 別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の19中「第58条の19」を「第58条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の20中「第68条の28」を「第68条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の23を削り、24を23とし、以下 1 ずつ繰り上げる。

正 別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項の 1 中「第 1 条の 2」を「第 2 条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項の2中「第4条」を「第6条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項の3中「第5条の7」を「第17条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項の4中「第5条の11」を「第20条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項の6中「第6条」を「第24条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の2中「第2条」を「第4条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の3中「第2条の2」を「第5条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の4中「第3条」を「第6条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の5中「第5条」を「第12条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の6中「第6条の4」を「第20条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の7中「第6条の6」を「第22条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の8中「第6条の9」を「第25条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の11中「第7条」を「第30条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の12中「第11条の3」を「第36条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の13中「第11条の4」を「第37条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の14中「第11条の5」を「第38条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の15中

「第11条の5の3」を「第40条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の16中「第11条の6」を「第43条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の17中「第11条の16」を「第54条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の18中「第11条の17の2」を「第56条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の19中「第11条の19」を「第58条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の20中「第11条の28」を「第68条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の21中「第11条の30」を「第70条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の22中「第11条の32」を「第72条」に改める。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の23を削り、24を23とし、25から28までを1ずつ繰り上げる。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の29中「第14条」を「第91条」に改め、同項29を同項28とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の30中「第16条の2」を「第95条」に改め、同項30を同項29とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の31中「第16条の4」を「第101条」に改め、同項31を同項30とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の32中「第16条の4」を「第101条」に改め、同項32を同項31とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の33中「第16条の4」を「第101条」に改め、同項33を同項32とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の34中「第17条の2」を「第103条」に改め、同項34を同項33とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の35中「第17条の3」を「第104条」に改め、同項35を同項34とする。

別表の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）の項の36中「第28条」を「第 117条」に改め、同項36を同項35とする。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|-------|-----------------|-----------------|
| 46 | 下から 7 | (昭和56年総理布令第30号) | (昭和56年総理府令第30号) |

頁 46

誤

| | |
|---|-----------------------------|
| 放射性同位元素等への運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号） | 第 2 条の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 |
|---|-----------------------------|

正

| | |
|--|-----------------------------|
| 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号） | 第 2 条の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 |
|--|-----------------------------|

頁 47

行 上から 1 行目から17行目

誤 別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の97を 101とし、63から96までを4ずつ繰り下げ、62の項の次に次のように加える。

63 第 101条の 5 の規定による報告の徴収

64 第 101条の 6 第 1 項の規定による医師からの届け出の受理に関すること

65 第 101条の 6 第 2 項の規定による回答に関すること

66 第 101条の 6 第 4 項の規定による居住地を管轄する公安委員会への通知

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の67中「臨時適性検査の通知」の次に「及び第102条第4項の規定による他の公安委員会への通報」を加える。

別表の道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項の 101を 103とし、70から 100までを2ずつ繰り下げ、69の次に次のように加える。

70 第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による免許の効力の停止に関すること

71 第 104 条の 2 の 3 第 2 項の規定による弁明の機会の付与に関すること

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 103 を 104 とし、78 から 102 までを 1 ずつ繰り下げ、77 の次に次のように加える。

78 第 107 条の 3 の 2 の規定による報告の徴収

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 94 中「申請の受理」を「許可」に改める。

正 別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 97 を 104 とし、88 から 96 までを 7 ずつ繰り下げる。

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 87 中「申請の受理」を「許可」に改め、同項 87 を同項 94 とする。

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 86 を 93 とし、72 から 85 までを 7 ずつ繰り下げ、71 を 77 とし、77 の次に次のように加える。

78 第 107 条の 3 の 2 の規定による報告の徴収

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 70 を 76 とし、66 から 69 までを 6 ずつ繰り下げ、65 を 69 とし、69 の次に次のように加える。

70 第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による免許の効力の停止に関すること

71 第 104 条の 2 の 3 第 2 項の規定による弁明の機会の付与に関すること

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 64 を 68 とする。

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 63 中「臨時適性検査の通知」の次に「及び第 102 条第 4 項の規定による他の公安委員会への通報」を加え、同項 63 を同項 67 とする。

別表の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の項の 62 の次に次のように加える。

63 第 101 条の 5 の規定による報告の徴収

64 第 101 条の 6 第 1 項の規定による医師からの届け出の受理に関すること

65 第 101 条の 6 第 2 項の規定による回答に関すること

66 第 101 条の 6 第 4 項の規定による居住地を管轄する公安委員会への通知

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|--------|---------|---------|
| 47 | 下から 12 | 「受験等命令」 | 「受検等命令」 |